

令和８年第２回宝塚市議会定例会提出議案（第２次送付分）

議案第 ６２号 訴えの提起について

議案第 ６３号 損害賠償の額の決定について

議案第 ６４号 損害賠償の額の決定について

議案第 6 2 号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をしようとするので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、
議会の議決を求める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）6 月 2 5 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

1 相手方

[REDACTED]

2 請求の趣旨

（1） 相手方は、宝塚市に対し、金 6 0 万円及びこれに対する令和 8 年 2 月 2 1 日から
支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。

（2） 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

3 事件に関する取扱い及び方針

本件訴訟における和解の実施につき、市長に一任する。

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第 63 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年（2026年）6月25日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、次のとおり宝塚市立病院の医療行為により生じた損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和5年（2023年）4月4日に相手方が市立病院へ通院する際に、市立病院の正面玄関にて転倒し、右足の付け根に強い痛みを感じたが、当時の担当医師は痛みの原因を既往症である椎間板ヘルニアによる腰の神経の圧迫と判断し、同年5月に腰椎の手術を行った。しかし、実際には右大腿骨を骨折しており、約1年後に他院からの指摘により発覚し、当時の検査画像を確認したところ、大腿骨骨折の跡が写っていることから見落としが判明した。見落としがなければ、侵襲の少ない髄内釘による骨接合手術で治療可能だったが、高侵襲な人工股関節置換術が必要となり後遺症が残存した。

また、令和6年（2024年）10月に相手方が激しい腰痛と発熱で再入院した際に、当時の担当医師は、その時点においては整形外科的に異常なしと診断したが、その後令和7年（2025年）3月に他院で化膿性脊椎炎であることが判明した。市立病院でも、臨床経過を総合的に判断していれば、入院中に化膿性脊椎炎と診断し、手術等の治療をすることも可能であった。

これら宝塚市立病院の医療行為による損害を賠償する。

2 賠償の金額

2 6, 1 2 9, 3 3 7 円

3 賠償の相手方

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第 6 4 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）6 月 2 5 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、次のとおり交通事故による損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和 7 年（2 0 2 5 年）7 月 1 日午前 1 0 時頃、宝塚市平井 1 丁目 7 番 4 号付近において、環境部クリーンセンター業務課の職員が、業務のため、市車両を後進させたところ、後方への注意が不十分であったため、同車両後方部が、後方で停車していた原動機付自転車の前方部に接触し、その衝撃により同原動機付自転車に乗車していた相手方が体勢を崩し、負傷した。

この事故は、市職員の過失によるものと認められるので、その損害を賠償する。

2 賠償の金額

金 1, 1 2 4, 4 1 1 円

3 賠償の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。